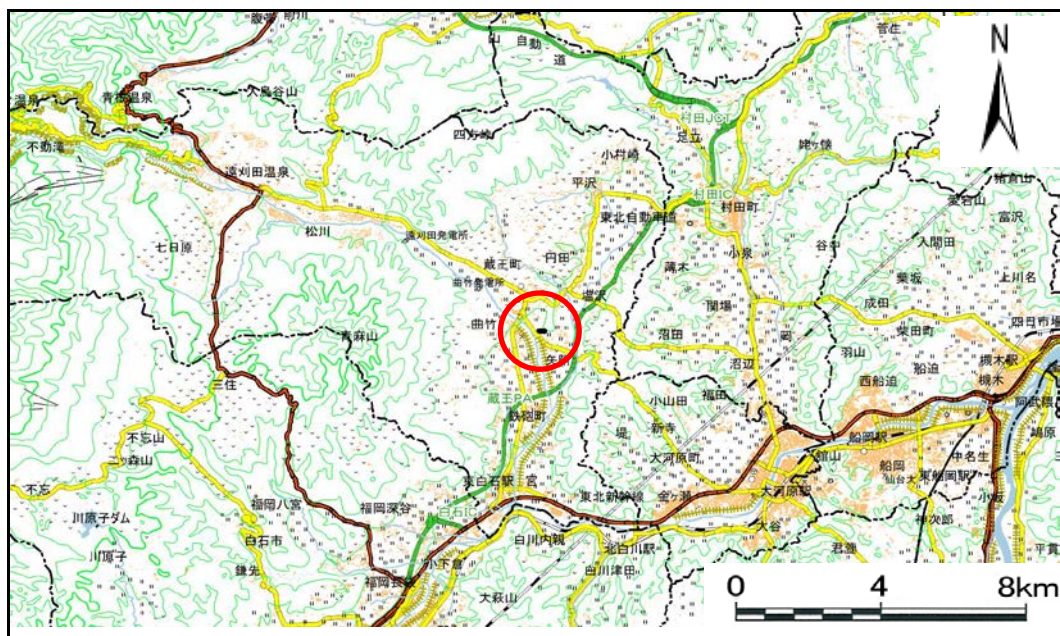


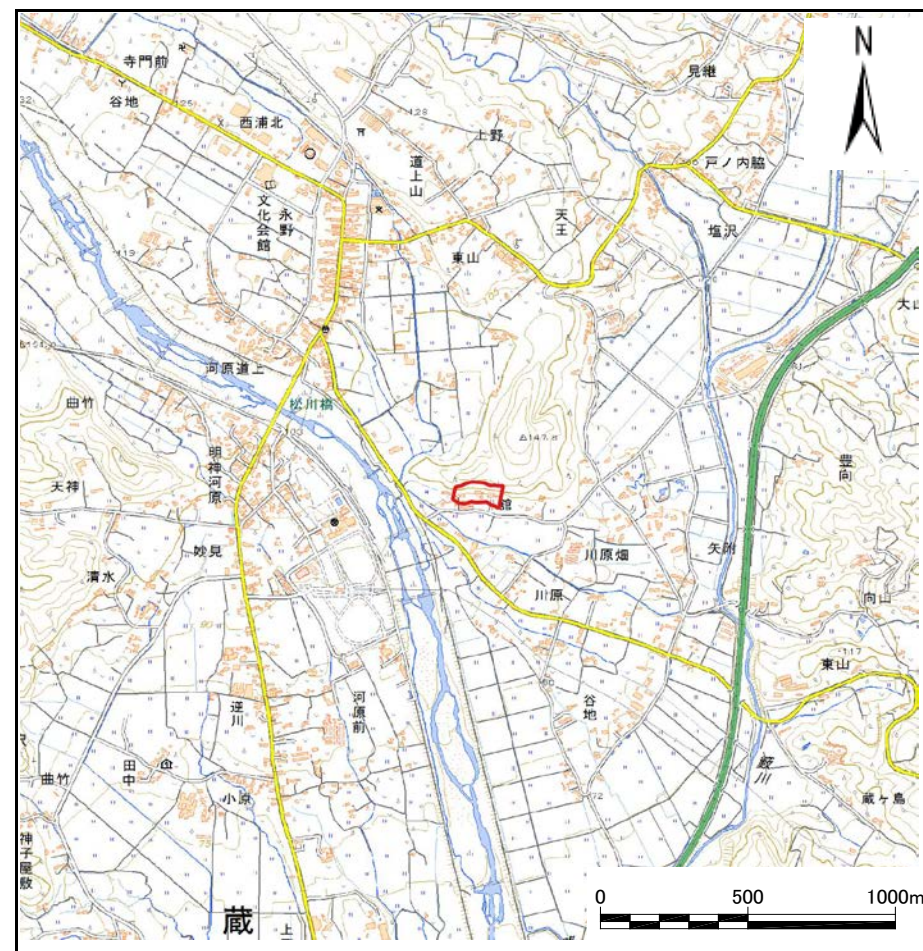
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0188(1321000188)
箇所名	館
所在地	刈田郡蔵王町矢附字館、西山
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第559)

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

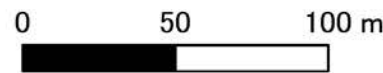
調査年度 平成29年度

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0188	箇所名	縮	所在地	刈田郡蔵王町矢附字縮、西山
---------	------	-----------	-----	---	-----	---------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		



## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0188	箇所名	館	所在地	刈田郡蔵王町矢附字館、西山										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	100.00	1.00	-	-	12.90	2.55	~							
2 ~ 3	128.47	1.00	100.00	1.00	-	-	13.01	2.57	~							
3 ~ 4	139.10	1.00	100.00	1.00	-	-	13.46	2.66	~							
4 ~ 5	140.98	1.00	100.00	1.00	-	-	13.80	2.73	~							
5 ~ 6	140.98	1.00	100.00	1.00	-	-	13.80	2.73	~							
6 ~ 7	131.66	1.00	100.00	1.00	-	-	12.82	2.54	~							
7 ~ 8	134.43	1.00	100.00	1.00	-	-	15.04	2.98	~							
8 ~ 9	136.73	1.00	100.00	1.00	-	-	15.04	2.98	~							
9 ~ 10	141.40	1.00	100.00	1.00	-	-	14.54	2.88	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							